

監 査 報 告 書

令和2年5月14日

学校法人身延山学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人身延山学園

監事 望 月 本 映 ⑩

監事 井 上 龍 司 ⑩

私たちは、学校法人身延山学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人身延山学園寄附行為第21条の規程に基づき、学校法人身延山学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しかつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、学校法人の設置する主要な学校において業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人と連携し計算書類について検討を行うなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査結果

学校法人身延山学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上